

受付番号	項目番号	連絡先	職員健康課健康係 担当者名 勝田 早織 電話 671-2154
------	------	-----	------------------------------------

## 設 計 書

- 1 委 託 名 非常勤職員雇入時健康診断業務委託（委託区分その1）
- 2 履 行 場 所 健診機関診療所
- 3 履 行 期 間 期間 令和2年4月1日 から 令和3年3月31日 まで  
又 は 期 限 期限 平成 年 月 日 まで
- 4 契 約 区 分  確定契約  概算契約
- 5 か し 担 保  設計関係図書又は仕様書記載のとおり  不要
- 6 その他特約事項 なし
- 7 現 場 説 明  不要  
 要（ 月 日 時 分 場所 ）
- 8 委 託 概 要 労働安全衛生法・労働安全衛生法に基づく各種規則及び本市職員衛生管理規則に基づく健康診断を行う。

9 部 分 払

する (3回)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量 (概算数量)	単 位	単 価	金 額
健康診断	10月	別紙参照			
健康診断	1月	同上			
健康診断	3月	同上			

委 託 代 金 額	( )
内 訳 業 務 価 格	( )
消費税及び地方消費税相当額	( )

横浜市総務局

## 内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単価 (円)	金 額 (円)	適 要
1 雇入時健康診断						
(1) 一次検査		(2,155)	人			
(2) 二次検査(尿沈渣)		(73)	人			
小 計						
2 エックス線検査データの写し作成						
(1) 胸部エックス線(間接撮影)		(1)	人			
小 計						
合 計						
消 費 税						
総 計						

横浜市総務局



# 横浜市非常勤職員雇入時健康診断業務委託仕様書

## (趣旨)

第1条 本仕様書は、横浜市が横浜市非常勤職員の雇入時健康診断（以下、「健診」という。）業務を委託する場合の仕様を示すものであり、本仕様書に規定のない事項については、横浜市委託契約約款を適用し、横浜市委託契約約款に規定のない事項については、横浜市の指示を受けて行うものとする。

## (委託業務の範囲)

第2条 本委託において実施する業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 健診の申込受付
- (2) 健診に必要な器材の準備、当日の受診票の記載内容の確認及び配付
- (3) 健診の実施
- (4) 健診結果の報告
- (5) 検査結果、胸部エックス線データ及び心電図記録の保存、管理
- (6) 健診結果に関する各種帳票書類の作成、データ集計及び報告

## (健診の内容)

第3条 健診の内容は、別表1のとおりとする。

## (健診に関する受診者への周知)

第4条 横浜市は、健診目的、健診内容、健診結果の利用目的及びその取扱いについて、受診者に十分周知するものとする。

- 2 横浜市は、法定外項目の受診に当たっては、受託者から横浜市へ、その結果が報告されることをあらかじめ受診者に十分周知するものとする。

## (健診の実施)

第5条 横浜市は、健診について、本仕様書により業務を委託し、受託者はこれを受託するものとする。

- 2 受託者は、本仕様書に基づき、別表1に定める検査項目について、健診を実施するものとする。
- 3 受託者は、健診の実施に当たっては、医療事故等のないよう受診者の安全に十分留意しなければならない。
- 4 受託者は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- 5 受託者は、その他、健診の実施に必要な事項については横浜市と協議し、その指示に従うこととする。

## (健診結果の判定)

第6条 健診の結果判定は、別表2「横浜市健康診断判定基準値表（令和2年度）」により行うものとする。

## (健診結果の報告等)

第7条 受託者は、健診結果について、別表1に基づき横浜市に成果品を提出するものとする。

(健診に関するデータ集計及び報告等)

第8条 受託者は、横浜市の指示に従い、帳票を作成し、またデータ集計及び報告を行うものとする。

(健診結果等の保存、廃棄)

第9条 受託者は、健診の結果の記録、胸部エックス線データ及び心電図記録等を診療情報として法定年限保存し、横浜市の要請により、契約終了後であっても、法定年限の保存期間中は貸出等を行えるようにしなければならない。なお、法定年限を経過したものについては、廃棄するものとし、切断、塗りつぶし等判読及び復元を不可能にする措置を講じなければならない。

(契約期間)

第10条 この契約の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

(法令順守)

第11条 受託者は、本件業務を履行するに当たって関係法令に従って行わなければならない。

(個人情報の保護)

第12条 受託者が本件業務を通じて取り扱う個人情報については、横浜市の保有する個人情報として横浜市個人情報の保護に関する条例（以下、「個人情報保護条例」という。）の適用を受けるものとし、横浜市が実施機関として同条例の定める手続きを行うものとする。

- 2 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- 3 受託者は、この契約による事務を遂行するに当たっては、別記「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- 4 受託者は、本件業務を受託するに当たっては、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を横浜市に提出しなければならない。
- 5 受託者は、個人情報保護条例第17条に基づき、本件業務に関する個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。本契約終了後も同様とする。

(資料等の提供、返還)

第13条 受託者は、横浜市に対し本件業務を行うために必要な情報が記録された資料等（電磁的記録を含む）。以下「貸与資料等」という。）の提供を要求できるものとする。

- 2 受託者は、前項の規定により、貸与資料等の提供を受けたときは、横浜市に対し、提供を受けた貸与資料等が特定できる内容、数量等を記載した借用書を提出しなければならない。
- 3 受託者は、本件業務を行わなくなった場合は、横浜市から提供を受けた貸与資料等

を速やかに横浜市に返還しなければならない。ただし、横浜市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 4 横浜市は、第3項の規定により貸与資料等の返還を受けたときは、受託者に対し、返還を受けた資料等が特定できる内容、数量等を記載した受領書を交付しなければならない。
- 5 前4項の規定は、受託者が、本件業務を行う上で不要となった資料等について準用する。

(受診者の安全確保上の問題への対応)

第14条 受託者は、次に掲げる事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を口頭により横浜市に報告し、遅滞なく当該事案の詳細を書面により報告するものとする。

- (1) 健診の際の医療上その他の事故
- (2) 受診者の個人情報の漏えい、滅失又は棄損
- (3) 健診データの管理システムに関する障害
- (4) その他本件業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案

2 受託者は、前項第2号その他の個人情報の安全確保に係わる場合には、直ち当該事案の内容、経緯、被害状況等を横浜市に報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する横浜市の指示に従うものとする。

3 受託者は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係わる本人への対応（本人に対する適宜の手段による通知を含む）等の措置を横浜市と協力して講じるものとする。

(疑義)

第15条 受託者は、当該業務の実施に当たり本仕様書又はその他の事項に疑義が生じたときは、横浜市と協議し、その指示に従わなければならない。

## 雇入時健康診断（非常勤職員）の内容

項目	内容
対象者	新規に採用される非常勤職員
人数	2,155人
実施期間 及び会場	令和2年4月～令和3年3月 *会場は、横浜市内の受託者の施設とする。
日程及び 受診者数	日程は次のとおりとする。（土曜、日曜、祝日、12月29日～1月3日を除く） ① 令和2年4月～12月 毎週1回以上とし、各回15～50人程度とする。 （ただし、4月第5週から5月第2週については、横浜市と受託者で協議する） ② 令和3年1月～3月 毎週3回以上とし、各週50～150人程度とする。 （ただし、3月の実施日程は全日50人から70人程度の本件業務にかかる受診者を受入るものとし、第4週は24日を含むものとする。） 実際の受診者数が、当初の予定受診者数を超える場合には、横浜市と受託者が再調整するものとする。
検査項目	一次検査 ①既往歴等の調査 ②自覚症状及び他覚症状の有無の調査 ③診察 ④身長、体重測定（BMI）⑤腹囲測定 ⑥視力、聴力検査（オーディオメーター1000Hz、4000Hz） ⑦胸部エックス線検査（間接撮影）⑧血圧測定 ⑨血液検査 （血色素量、赤血球数、白血球数、ヘマトクリット値） ⑩肝機能検査（AST、ALT、 $\gamma$ -GT） ⑪血中脂質検査 （LDLコレステロール、HDLコレステロール、トリグリセライド） ⑫糖代謝検査（血糖値（空腹時または随時）及びHbA1c） ⑬尿検査（糖、蛋白） ⑭心電図検査 二次検査 ① 尿沈渣（蛋白が+以上の者に一次検査の検体を使用して実施）



検査方法等	各検査項目については、別紙「検査方法に関する留意点【委託区分1】」の記載事項に留意して実施することとする。
業務内容 1 事前準備	<p>①対象者の基本情報（所属、所属コード、氏名、生年月日、性別）については対象者が事前に受診票に記入することとする。</p> <p>②健診に必要な器材や受診票については、4月第1週の受診日までに横浜市と打合せのうえ決定する。</p> <p>③器材及び受診票については、事前に横浜市が対象者に配付することとする。</p> <p>その他、事前準備に必要な事項について、受託者は横浜市と打合せを行い、その指示に従うこととする。</p>
2 受付業務	<p>受託者は、本健診に関する次の業務を行う。</p> <p>①各所属（区・局）からの本健診に関する申込受付</p> <p>②①において、各日程の当初受診予定者数を超えた場合の調整</p> <p>ア 他の日程の案内</p> <p>イ 他の日程の受診者数との調整</p>
3 健診実施	<p>①健診の実施に際しては、プライバシー確保に充分留意して行い、これに必要な器材（カーテン等）も受託者が用意するものとする。</p> <p>②各検査項目の測定及び検査の順序は、受診者がスムーズに受診出来るよう組み合わせで行うものとする。ただし、血圧測定と心電図検査は医師の診察の前に実施すること。</p>
成果品の 提出	<p>本健診に関する成果品は、次のとおりとする。</p> <p>①本人あて結果通知書 検査結果及び項目がすべて記載されているもの。</p> <p>②個人結果票（横浜市あて） 本人あて結果通知書と同じ内容が記載されているもので、各受診者について、A4版片面1枚とする。</p> <p>③月別・区局別受診者数報告書 月ごとの受診者数を、区局別、非常勤職員別（会計年度任用職員、その他）に分けて記載したもの（各月ごとに累計数も記載）。</p> <p>④健診結果電子データ 非常勤職員の健診結果について、職員健康課指定のファイルレイアウトで作成の上、すべてデータでの納品。</p> <p>（注意）</p> <p>ア 成果品①、②は受診日の翌日から起算して5営業日以内に横浜市に納品することとする。</p> <p>イ 成果品③、④は、翌月の10日までに報告することとする。 但し、3月分については、3月31日までとする。</p> <p>ウ 成果品①、②の納品に当たっては、区・局ごとに封筒に詰めるなどしてまとめて納品することとする。</p> <p>エ 健診を実施した結果、「緊急連絡基準値表（令和2年度）」の緊急連絡基</p>

	<p>準値に該当した者がいた場合には、同表に記載する期間内に連絡することとする。</p> <p>オ 心電図検査において、判定が「D」「E」の者については、①、②の納品時に波形の写しを併せて提出することとする。</p> <p>カ 胸部エックス線検査において、精密検査を要する者については、①、②の納品時にデータの写しを併せて提出することとする。</p>
--	---

## 検査方法に関する留意点【委託区分1】

別紙

各検査項目の標準の検査機器、測定法、測定単位は次のとおりとする。

### 1 医師の診察

実施方法	医師の診察は、問診、視診、聴打診と、必要に応じて触診を行うものとする。
その他	診察の際には、他の受診者に診察の内容が聞こえないよう、留意すること。

### 2 身体計測①（身長、体重、BMI）

検査機器	①身長・体重計は、デジタルのものを用いること。 ②体重計は、計量検定に合格したものとする。
測定方法	体重測定の際には衣服の重さを考慮して、6月から9月までは、0.5kgを、10月から5月までは、1.0kgを測定値から差し引くものとする。
測定単位	①身長はcm、体重はkgとする。 ②小数点以下は第1位まで求めるものとする。
その他	①身長・体重測定の際には、他の受診者に計測結果が見えないよう、かつ聞こえないよう計器の設置場所等に留意すること。 ②肥満の状態を表す指標として、Body Mass Index（BMI）を用いること。

### 3 身体計測②（腹囲測定）

検査機器	巻尺は、合成樹脂JIS規格のもので、伸縮による目盛りの狂いの少ないものを使用すること。
測定方法	①立位・軽呼吸時・臍レベルで測定する。 ②下着などは着用せず直接腹部を計測する。 ③脂肪蓄積が著明で臍が下方に偏位している場合は肋骨下縁と上前腸骨棘の midpoint の高さで測定する。 ④測定は受診者の負担とならないよう必要最低回数とする。
測定単位	①単位はcmとする。 ②小数点以下は第1位まで求めるものとする。
その他	計測の際は、充分プライバシーに配慮した測定環境となるようにし、巻尺の衛生管理にも配慮を行うものとする。

#### 4 身体計測③（視力検査）

検査機器	検査は、視機能検査機（スクリーノスコープ等）を用いて行うものとする。
検査方法	①視力は、遠方視力を左右片眼について、裸眼又は矯正により検査するものとする。 ②裸眼視力が0.9以下の場合には、矯正視力も測定すること。コンタクト使用の場合は矯正視力のみとする。（コンタクト使用の有無を確認し、利用している場合、裸眼は聞き取りとする。）
測定単位	①小数点以下は第1位まで求めるものとする。 ②測定は、0.1までとし、0.1以下の場合には、0.1以下として記録するものとする。
その他	検査機の使用に当たっては、検査の都度、アルコール綿で接触部分を掃除（クリーニング）すること。

#### 5 身体計測④（聴力検査）

検査機器	日本工業規格の選別用オーディオメーターを用いて、1,000Hzと4,000Hzの気導聴力について行うものとする。
検査方法及び測定方法	オーディオメーターの検査は、外部の音が聞こえない静かな部屋で、1,000Hzと4,000Hzの両者ともに、30デシベルで可聴の有無を調べるものとする。

#### 6 胸部エックス線検査

撮影区分	間接撮影で行う。（デジタル撮影は可とする。）
検査器具	①100mmミラーカメラを用いるものとする。 ②増感紙は、高鮮鋭度用のものとする。 ③フィルムは100mmのロールフィルムを用いるものとする。
フィルム番号	フィルム番号は、健診機関で指定する番号とする。
検査方法	①エックス線写真のコントラスト、黒化度、鮮鋭度等については診断に適した、一定基準以上のものとなるようにすること。 ②エックス線写真には、氏名、撮影月日、フィルム番号を入れるようにすること。
撮影条件	①撮影は、原則、上半身脱衣か、白等の無地のシャツを1枚着用した状態で行うものとする。受診者から求めがあった場合に着用させるため、紙製のガウン（洗濯済みの清潔なガウンでも可）を用意しておくこと。 ②撮影姿勢は、原則、立位によるものとする。立位による撮影が困難な場合は横浜市と協議のうえ、必要な対策を講じるものとする。 ③撮影距離は180～200cmとする。
読影方法	読影は、必ず二人の読影医が行うものとする。

## 7 血圧測定

測定機器	自動血圧計または手動血圧計により行うものとする。
測定方法	①測定体位は、座位とする。 ②測定部位は、原則として右上腕（裸腕）とする。 ③上腕を衣類等で圧迫しないよう注意すること。 ④1回目の測定結果で、収縮期血圧 140 mmHg 以上又は、拡張期血圧が 90 mmHg であった場合、必要な安静をとった上で2回目の測定を行うこと。 ⑤測定を2回行った場合は、基準値に近い値を採用し判定すること。

## 8 血液一般検査

測定方法	①採血量は、各検査の最小必要量とする。 ②止血を確実にすること。 ③採血に際し、受診者に体調不良が起こった場合の対応として休養スペースを確保すること。採血事故があった場合には、速やかに対応措置を講じ、委託者に報告を行うこと。
測定法	①原則、自動血球計数器法（電気抵抗法）で行うものとする。 ②血色素量は、非シアン界面活性剤法（HC-S法）でも可とする。
測定単位	①赤血球数の単位は、 $10^4/\mu l$ とする。 ②白血球数の単位は、 $1/\mu l$ とする。 ③ヘマトクリット値は、%とし、小数点第1位まで求める。 ④血色素量は、 $g/dl$ とし、小数点第1位まで求める。

## 9 血液生化学検査①（肝機能検査、血中脂質検査）

測定法	①肝機能検査（AST、ALT、 $\gamma$ -GT）は、日本臨床化学会勧告（JSCC標準化対応）法で行うものとする。 ②血中脂質検査 トリグリセライドの検査は、酵素法で行うものとする。ただし、遊離グリセロールを除外すること。（グリセロール消去酵素法） HDLコレステロールは、直接-酵素法で行うものとする。 LDLコレステロールは、酵素的測定法で行うものとする。
測定単位	①AST、ALT、 $\gamma$ -GTの単位はU/lとする。 ②トリグリセライド、HDLコレステロール、LDLコレステロールの単位は、 $mg/dl$ とする。

## 10 血液生化学検査②（血糖検査、グリコヘモグロビン）

測定法	①血糖検査は、HK-G6PDH法で行うものとする。血糖検査用の血液は、解糖阻止剤（NaF）が添加された専用の試験管に採血すること。 ※食後10時間を経過していない場合は随時血糖とし、食後10時間を経過している場合は空腹時血糖とする。
-----	---

	②グリコヘモグロビン (HbA1c) は、酵素法で行うものとする。
測定単位	血糖の単位は、m g / d l とする。 グリコヘモグロビン (HbA1c) 単位は、% とする。

## 11 尿検査

検査内容	糖、蛋白の定性検査及び尿沈渣を行うものとする。
採取検体	随時尿で行う。
検査法 及び 測定方法	①尿糖定性検査は、試験紙法で行うものとする。(試験紙は1+で100m g / d l が測定可能なものを用いること。) ②尿蛋白定性検査は、試験紙法で行い、陽性が出た場合には、スルホサリチル酸法を併用で行うものとする。 (試験紙は1+で20m g / d l が測定可能なものを用いること。) ③尿沈渣は一次検査の検体を使用して実施する。
その他	①判定は各試験紙所定の判定時間を守って行うこと。 ②採尿器は清浄なものを用いること。 ③標準比色表は正しい色調のものを用いること。 ④採尿の際は、最初の尿を捨て中間尿を採取するよう受診者に指導すること。

## 12 心電図検査

検査機器	検査は、J I S (日本工業規格) に合格した心電計 (最低限、3チャンネルと3チャンネル+リズムの測定が行え、自動解析機能付きのものとする。) を用いて行うものとする。
検査方法	①検査は安静時12誘導法で行うものとする。 ②診断については、専門医が行うものとする。 ③検査の手技については、日本循環器管理研究協議会による「心電図検査の手技」に従い、記録が正確に行われるよう、及び、交流障害、筋電図の混入、導子・極板の接触不良、基線の動揺等が起こらぬようにすること。また、検者は、心電図検査に熟練した者とする。こと。 ④記録は、全ての誘導について、5秒以上行うものとする。ただし、期外収縮等、異常調律が認められる場合には、必要に応じて、該当する誘導について、1分間程度の記録の延長を行うものとする。 ⑤心電図記録台紙は、健診機関独自の様式を用いるものとする。ただし、氏名、検査年月日、受付番号が記載できる欄が設けてあること。 ⑥所見は、日本語で表記すること。 ⑦E判定の判断については、別紙「横浜市健康診断心電図緊急連絡所見表(令和2年度)」を考慮すること。
測定条件	交流障害の原因となるものは外させること。

その他	<p>①待合スペースと検査スペースの間には衝立を設けるなどして、プライバシーの確保に留意すること。</p> <p>②2台のベッドを用いて検査を実施する場合には、両ベッド間に衝立を置くなどして、検査中の受診者が互いに見えないようにすること。</p>
-----	---

横浜市健康診断判定基準値表（令和2年度）

別表2

項目	判定		A（基準値）	B（要注意）	C（要受診）	D（要治療）	E（緊急連絡）	
BMI	BMI		18.5 ～ 24.9	25.0以上	—	—	—	
				18.4 ～ 15.0	14.9 ～ 14.0 または 体重35kg未満～ 30kg	—	13.9以下 または 体重30kg未満	
腹囲	腹 囲	男	85cm未満	85cm以上	—	—	—	
		女	90cm未満	90cm以上				
血圧	血 圧	MAX	129 以下	130 ～ 139	140～159	160～199	200 以上	
		MIN	84 以下	85 ～ 89	90～99	100～119	120 以上	
心電図	心 電 図		所見認めず	所見あるが受診不要	※ 所見有り	—	※ 所見有り	
※ 判定は健診機関の医師の判断による								
脂質	HDLコレステロール		40 以上	39 以下	—	—	—	
	LDLコレステロール		139 以下	140 ～ 159	160 ～ 179	180 以上	—	
	中性脂肪 (トリグリセライド)		149以下	150 ～ 299	300 ～ 499	500 以上	—	
肝機能	AST (GOT)		30 以下	31 ～ 60	61～100	101～299	300 以上	
	ALT (GPT)		30 以下	31 ～ 60	61～100	101～299	300 以上	
	γ-GT (γ-GTP)		40 以下	41 ～ 100	101～200	201以上	—	
尿酸	尿 酸		2.0 ～ 7.0	7.1 ～ 8.9 1.9 以下	9.0 以上	—	—	
血液	血色素量	男	13.0 ～ 17.0	17.1 ～ 18.0 12.9 ～ 12.1	18.1以上 12.0～10.1	— 10.0～7.1	— 7.0 以下	
		女	11.5 ～ 15.0	15.1 ～ 16.0 11.4 ～ 11.1	16.1以上 11.0～9.1	— 9.0～6.1	— 6.0 以下	
	赤血球数	男	420 ～ 550	551 ～ 599 419 ～ 331	600以上 330以下	— —	— —	
		女	390 ～ 510	511 ～ 550 389 ～ 281	551以上 280以下	— —	— —	
	白血球数		4,000 ～ 8,999	9,000 ～ 10,000 3,999 ～ 3,001	10,001 ～ 19,999 3,000 ～ 2,001	—	20,000 以上 2,000 以下	
	ヘマトクリット	男	38.0 ～ 49.9	50.0以上 37.9 ～ 27.1以下	—	—	—	
		女	34.0 ～ 44.9	45.0以上 33.9 ～ 23.1以下	—	—	—	
	腎機能	クレアチニン		1.00 以下	1.01 ～ 1.29	1.30～1.49	1.50以上	—
eGFR		60以上	59.9 ～ 45.0	44.9以下	—	—		
尿 蛋 白		陰 性	※ 陰性以外の場合			—	※ 陰性以外の場合	
※ 二次検査の結果により判定する								
尿 潜 血		陰 性	※ 陰性以外の場合			—	※ 陰性以外の場合	
※ 二次検査の結果により判定する								
尿 沈 渣			健診機関の医師の判断による				—	
糖代謝	尿 糖		陰 性	※結果が陰性以外の場合は、血液検査の結果により判定する。				
	随 時 血 糖 *1		50 ～ 139	140～199	200～349	—	350 以上 50 未満	
	空 腹 時 血 糖 *2		50 ～ 100	101～125	126～349	—	350 以上 50 未満	
	HbA1c (NGSP)		5.5以下	5.6 ～ 6.4	6.5～8.3	8.4～11.9	12.0 以上	
便潜血	便 潜 血		陰 性	—	陽 性	—	—	
胸部	胸 部 エ ッ ク ス 線		所見認めず	所見あるが受診不要	※ 所見有り	—	※ 所見有り	
※ 判定は専門医の判断による								
胃部	胃 部 エ ッ ク ス 線		所見認めず	所見あるが受診不要	※ 所見有り	—	※ 所見有り	
※ 判定は専門医の判断による								
眼底	眼 底 検 査		所見認めず	—	※ 所見有り	—	※ 所見有り	
※ 判定は健診機関の医師の判断による								

留意事項

\*1(随時) 食後10時間を経過していない場合の基準  
\*2(空腹時) 食後10時間を経過している場合の基準



### 緊急連絡基準値表（令和2年度）

検査項目	緊急連絡基準値（E判定）	緊急連絡の処理日数等
BMI	13.9 以下 又は、 体重 30kg 未満	健診日から 5 営業日以内
血圧	収縮期 200mmHg 以上 又は、 拡張期 120mmHg 以上が 2 回以上続くとき	即日 診察時に医師が受診勧奨 * 緊急連絡票は全データがそろい次第持参
心電図検査	専門医の判断による 判断については、別紙 「横浜市健康診断心電図緊急 連絡所見表（令和2年度）」 を参照すること	健診日から 5 営業日以内 * 心電図検査の写しを提供する
胸部エックス線検査	結核、がん、気胸の疑い、その他医師の判断による	健診日から 5 営業日以内 * スケッチ及びエックス線検査データの写しを提供する
糖代謝検査	いずれかの場合 ① 随時血糖又は、空腹時血糖が 350mg/dL 以上又は、50mg/dL 未満 ② HbA1c 12.0% 以上	健診結果が出来次第 (健診日から 5 営業日以内)
AST	300 U/L 以上	
ALT	300 U/L 以上	
血色素量	(男) 7.0 g/dL 以下 (女) 6.0 g/dL 以下	
白血球数	2,000/ $\mu$ L 以下 又は、 20,000/ $\mu$ L 以上	
その他医師が必要と判断した場合		

※緊急連絡票は、個人情報保護のため封筒に入れて提出すること

# 横浜市健康診断心電図緊急連絡所見表（令和2年度）

＜専門医による判定の際、緊急連絡の有無について考慮する所見＞

## 【高度の不整脈】

### A：徐脈性不整脈

#### 1 洞不全症候群で次の条件をみたすもの

- 高度な洞性徐脈（35以下）
- 最大R-R間隔が3秒を超える場合
- 頻脈発作を合併した場合
- 失神やめまいなどの症状を伴う場合

#### 2 房室ブロックで次の条件をみたすもの

- 完全房室ブロック
- Mobitz II型2度房室ブロック
- Wenckebach型2度房室ブロックでも3秒以上の心停止を認める場合

### B：頻脈性不整脈（上室性）

#### 1 心房細動で次の条件をみたすもの

- WPW症候群に伴う心房細動
- 150以上の心拍のもの
- ジギタリス中毒を疑うもの（ST盆状低下、QT間隔短縮）
- 停止時に3秒以上の心停止を認めるもの

#### 2 心房粗動

#### 3 発作性上室性頻拍で次の条件をみたすもの

- 血圧が低下し、失神やめまいなどの症状がある場合
- 持続の長いもの
- 150以上の心拍数が特に多いもの
- 狭心症など器質的心疾患を合併している場合

### C：頻脈性不整脈（心室性）

#### 1 心室性期外収縮で次の条件をみたすもの

- 失神やめまいなどの症状を伴う場合
- 多発し、多源性であるもの
- 連発性の心室性期外収縮
- R on T型
- 運動により増悪するもの

#### 2 非持続型心室頻拍

#### 3 持続型心室性頻拍

#### 4 心室細動・粗動

#### 5 QT延長症候群

## 【虚血性所見】

- 虚血性心疾患を疑う波形の場合、前回所見・心電図を確認し、変化があれば緊急連絡。
- 初回検査の場合、問診票の既往歴を確認し、既往がなければ緊急連絡。

ST上昇、ST低下、deep Q、QSパターン

※ いずれの場合も、問診票の内容等を踏まえて専門医が判断すること

# 個人情報取扱特記事項

(平成27年10月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの契約において個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等(特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって委託者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持

ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第12条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

個人情報保護に関する誓約書

(提出先)  
横浜市長

横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事するにあたり、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受講しました。

横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

研修受講日	所 属	担 当 業 務	氏 名 (自署又は記名押印)

年 月 日

(提出先)

横浜市長

(提出者)

団体名

責任者職氏名

### 研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書(様式1)(全 枚)のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。

## 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記条項として、電子計算機処理等(開発、運用、保守及びデータ処理等をいう。)の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報(非開示情報(横浜市条例第1号)第7条第2項に規定する非開示情報をいう。以下同じ。))及び非開示情報以外の情報をいう。以下同じ。))の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するための情報の取扱いにあたっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による業務に係る情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として管理責任者を選定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、この契約による業務に関して知り得た非開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による業務を遂行するために情報を収集するときは、当該業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報を、当該業務を遂行する目的以外の目的で利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を遂行するに当たって委託者から提供された、非開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下、「非開示資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、契約による業務を効率的に処理するため受託者の管理下において使用する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、受託者は、複写又は複製した資料の名称、数量、その他委託者が指定する項目について、速やかに委託者に報告しなければならない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による業務を遂行するために得た非開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により非開示情報を取り扱う業務を再委託する場合は、当該再委託を受けた者(以下「再受託者」という。)の当該業務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うとともに、第1条第2項に定める基本的な情報の取扱いを再受託者に対して課し、あわせて第2条の規定を再受託者に遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 受託者は、前項の再委託を行う場合は、受託者及び再受託者が特記事項を遵守するために必要な事項及び委託者が指示する事項を再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、再受託者に対し、当該再委託による業務を遂行するために得た非開示情報を更なる委託等により第三者に取り扱わせることを

禁止し、その旨を再受託者と約定しなければならない。

(非開示資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 前項ただし書の場合において、委託者が当該非開示資料等の廃棄を指示した場合、廃棄方法は焼却、シュレッダー等による裁断、復元困難な消去等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に情報を返還せず、又は廃棄しないときは、委託者は、受託者に代わって当該情報を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第12条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による業務を遂行するために受託者又は再受託者が取り扱う非開示情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損及び改ざんがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 委託者は、受託者が特記事項前条の規定による検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第14条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(第二次著作物の利用に関する原著者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作人名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由を起因として権利侵害となる場合は、この限りではない。